

学校評価規則

(目的)

第1条 この規則は、神戸総合医療専門学校（以下「本校」という。）学則第4条の規定に基づき、本校の教育活動等の状況について行う点検及び評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(点検・評価の種類と実施周期)

第2条 点検・評価の種類は次のとおりとする。

- (1) 自己点検・評価
- (2) 授業評価
- (3) 学校評議会
- (4) 外部評価

2 点検・評価については学校評価実施要綱に定める。

(評価結果に基づく改善)

第3条 学校長は、学校評価の結果、改善が必要と認められる事項について、改善を指示するものとする。

2 改善の指示を受けた者は、速やかに改善に努めるものとし、その改善状況を学校長に報告するものとする。

附 則

この規則は平成31年4月1日より施行する。

附 則

この規則は「自己点検・評価規則」から「学校評価規則」と名称を変更し、令和2年4月1日より施行する。